

## 公金債権回収業務における民間委託試行自治体の募集について

～より効果的かつ効率的な業務実施と民間市場の形成を目指して～

平成 24 年 12 月  
内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

### 1. 募集の趣旨

地方公共団体（以下「自治体」という。）における公金<sup>1</sup>の債権回収業務（以下、「債権回収業務」という。）を民間委託する場合、事前調整等（報酬内容、契約内容、業務範囲の取り決め及び民間事業者との交渉等）に多大な事務負担がかかることが想定されます。

そこで、債権回収業務の民間委託を試行する自治体を募集し、内閣府において必要な支援を行うことで、自治体の事務負担の軽減を目指します。

また、事業の実施状況を踏まえ、評価を行うとともに、論点整理、好事例の収集等を実施し、より効果的かつ効率的な債権回収業務のモデルの提案を目指します。

### 【試行自治体に対する支援内容（案）】

	試行自治体において想定される業務	内閣府において想定される支援内容
民間委託の流れ	滞納の現状把握 (庁内の滞納把握、滞納対策会議の開催)	先進事例の紹介
	問題意識の向上	自治体職員の法的知識を向上させることを目的とした法務研修の実施
	民間委託する業務範囲の切り出し	先進事例の紹介
	担い手の選択	弁護士・認定司法書士・サービスナー等担い手の選択における助言
	契約書等の素案作成	先進事例の紹介
	プロポーザル等の評価項目設定	評価基準作成の支援 有識者等の派遣調整
	受託者決定 契約締結	—
	モニタリング・評価	実施状況に対する評価、改善案の提案、論点の提示及び全国の好事例紹介 等

<sup>1</sup> 国又は地方公共団体が実質的に所有する金銭 ※衆議院国会答弁(平成 13 年 4 月 13 日)

[\\$File/b151047.pdf](http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b151047.pdf)

## 2. 応募について

### (1) 対象債権

公金（例：地方税、公立病院診療費、公営住宅家賃、国民健康保険料等）（一種類の債権でも複数の債権でも可）

### (2) 対象自治体

平成 25 年度に債権回収業務の民間委託を予定している地方公共団体  
(都道府県、市区町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区)

### (3) 選定対象

10 事業程度（10 団体程度）

### (4) 選定基準

債権の種類、金額、自治体の規模及び地域等を総合的に勘案して選定します。

### (5) 期間

選定の日から平成 25 年度末まで

### (6) 提出方法

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局まで応募用紙（別添）を提出ください。  
(メールまたは郵送)

### (7) 提出期限

平成 25 年 1 月 31 日(木)17 時

### (8) 選定通知

選定後、速やかに応募自治体に選定の可否を通知（メール）

### (9) 留意事項

- 当該支援は自治体の事務負担軽減を目的としているため、業務委託等にかかる経費について財政的な支援をするものではありません。
- 法務研修における講師の派遣及び評価委員の派遣の際に、自治体の負担において旅費及び諸謝金が発生する場合があります。
- 応募内容について、必要に応じ、事業内容・状況等について、当室職員から電話又はメールによる問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力の程をお願いいたします。
- 試行自治体の選定は、当該事業の実施を自治体に義務付けるものではありません。そのため、自治体の予算成立状況により、応募した事業が実施できなくなっても構いません。

### 3. スケジュール

時期	自治体	内閣府
平成 24 年 12 月		自治体の募集
平成 25 年 1 月	応募書類の提出	
平成 25 年 2 月		選定
平成 25 年 3 月	民間委託の内容の調整	
平成 25 年 4 月以降	民間委託の実施	協力・支援 調査・分析
～	実施状況等について、適宜意見交換を実施	
平成 26 年 2 月	実施状況に対する評価、改善案の提案、 整理した論点の提示及び全国の好事例・先進事例の情報提供 等	

### 4. 背景

公金の滞納は、地方税（約 2 兆 473 億円）<sup>2</sup>、国民健康保険料・介護保険料（約 3,942 億円）<sup>3</sup>、公営住宅家賃（約 636 億円）<sup>4</sup>、保育料（約 83 億円）<sup>5</sup>等があり、厳しい財政下で、これらの債権回収業務は自治体にとって大きな課題となっています。

また、債権回収業務は専門的な知識・ノウハウが要求されるものの、取組みは自治体ごとの試行錯誤に依拠するところが多く、知識・ノウハウの集積について一定の成果が得られていない状況です。

民間委託には、通知書等の作成・封入・発送業務、公売対象となる動産不動産の鑑定業務、電話による自主的納付の呼びかけ業務等があります。ただし、請求行為等の法律事務に関する業務を委託業務に含めた場合は、弁護士法等に抵触しないよう留意する必要があり、現行法上で受託可能な事業者としては、以下の 3 者が挙げられます。

- (1) 弁護士（又は法人） (債権額：制限なし、債権種類：制限なし)
- (2) 司法書士（又は法人） (債権額：訴額 140 万円以内、債権種類：制限なし)
- (3) 債権回収会社<sup>6</sup> (債権額：制限なし、債権種類：特定金銭債権<sup>7</sup>)

一部の自治体では、効果的かつ効率的な業務実施のための選択肢の一つとして、法律事務に関する業務を含めて包括的に民間委託を実施している事例があるものの、現時点で、受託者となりうる民間の市場が十分形成されているとはいえません。

<sup>2</sup> 平成 20 年度総務省調べ

<sup>3</sup> 平成 21 年度厚生労働省調べ（現年）

<sup>4</sup> 平成 17 年度国土交通省調べ

<sup>5</sup> 平成 18 年度厚生労働省調べ

<sup>6</sup> 債権管理回収業に関する特別措置法に規定。通称“ サービサー ”

<sup>7</sup> 債権管理回収業に関する特別措置法第 2 条

## 5. 課題

### (1) 法的知識

- 民間事業者のカウンターパートとなるべき職員の法的知識・実務的知識の面で不安。
- 民間事業者に対して過度に依存し、それに伴って生じる様々なリスク（委託者側が処理すべき部分について処理ができず、進捗が遅れたり、受託者の負荷の増加によって報酬が増加したりすること等）が懸念。

### (2) 参考事例の蓄積

- どの範囲の業務を委託することが合理的か、どのような報酬体系を導入するべきか等についての参考事例の蓄積等が不十分。

### (3) 民間事業者に関する知識及び関係の構築

- 関係団体（日本弁護士連合会、都道府県弁護士会、日本司法書士会連合会、全国司法書士会、全国サービスセンター協会）等に対するコンタクト方法が不明。

### (4) 受託者選定のノウハウ

- 民間事業者が実施する専門的な内容の提案を適切に評価できるノウハウの不足。

### (5) 事業評価

- 実施事業を評価するためのノウハウや経験が不足しており、適切にPDCAを回すことが困難。

## 6. 経緯

内閣府では、自治体の業務について官民競争入札等監理委員会の部会及び小委員会等において、自治体や民間事業者の意見・要望等を踏まえ「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく官民競争入札及び民間競争入札が可能かどうか調査検討を進め「公共サービス改革基本方針」<sup>8</sup>に反映したところです。

これを踏まえ、徴収関連業務について現行法上民間委託可能な業務の範囲を所管部局の通達<sup>9</sup>により明確化し、また先進事例の周知<sup>10</sup>を実施しました。

今後、内閣府において債権回収業務においての好事例の収集を実施し、モデルの提案を目指すところです。

## 7. 提出・問い合わせ先

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局 担当 辻、宮本、室井

電話 03-3539-2647（直通）

住所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

<sup>8</sup> <http://www5.cao.go.jp/koukyo/kihon/kihon.html>

<sup>9</sup> <http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/tsuchi/tsuchi.html>

<sup>10</sup> <http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/jirei/koukin.pdf>